

## 職員に対する処分について

下記のとおり職員に対する処分を行いましたので、阿見町職員の懲戒処分等の公表基準に基づき公表します。

### 記

#### 1 被処分者

産業建設部 係長 40歳

#### 2 処分年月日

令和8年5月12日

#### 3 処分の種類

戒告

#### 4 処分に至った事案の概要

令和7年度国庫交付金処理の過程において、令和7年5月頃、事業者より交付金交付申請の要望及び計画書の提出を受けていたにも関わらず、申請手続過程において当該事業者への申請書作成案内が漏れ、令和7年6月の国への申請時点で当該事業者分の申請書が含まれていないことに気がつかなかった。令和8年3月、当該事業者より交付金振込が確認できない旨の連絡を受け事態を把握したが、結果的に当該事業者は交付金の交付を受けられず、経済的損失を生じさせた。

また、同様の申請漏れがないか点検したところ、別の事業者1名に対する申請書作成案内漏れが発覚し、合計で約537万円の経済的損失を生じさせていたことが確認された。

#### 5 管理監督責任

総務部 課長 54歳 戒告（令和7年度 担当課長）

#### 6 事案に対する対応

当該事業者に生じた経済的損失を補填するため、町が賠償する方向で調整を進めてまいります。また、文書が現存する令和2年度から6年度までの5年分について確認し、同様の申請漏れは存在していないことを確認しております。

#### 7 町長コメント

標記の件について、令和8年5月12日付で処分をいたしました。

職員の服務規律の確保については、これまでも注意を喚起してきたところですが、このような事案が発生したことは極めて遺憾であります。

今後、交付金の交付を求める事業者に対しては、必ず交付申請書の提出を求めることとし、その意向を明確にまいります。また、事務処理の手順を改め、誰が担当しても同じように処理ができるような作業体制を構築し、それに基づいたマニュアルを作成するなど再発防止を図るとともに、公務員としての自覚、法令等の遵守を徹底し、町民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

ご迷惑をおかけいたしました関係者の皆様、また町民の皆様に対しまして、改めて深くお詫び申し上げます。